

## 先物・オプションマーケット

### 取引所を行うデリバティブ取引の ディスクロージャーについて

#### はじめに

証券市場において、投資家が投資判断を行ううえで欠かすことができないものが企業の業績数値を始めとする企業情報と市場で行われた取引の事実に関するデータ等の情報(以下、市場情報と呼ぶ)であるが、このような情報が可能な限り多く、投資家に対して平等にしかも迅速に開示されることにより市場の透明性は高まり、公正な価格形成が確保され、不公正取引への牽制となる。また、このように投資家をイコールフットイングな立場に置くことによって危機発生 of 未然防止にもつながる。

以上のようなディスクロージャーの役割・意義はデリバティブ取引に関連する情報でも同様であるが、その開示の主体は、大きくいって市場参加者(エンドユーザー)、証券会社(市場仲介者)、取引所等(市場管理者)がある。

それぞれのディスクロージャの在り方に関しては、昨年2月のベアリングズ事件を契機として国際的にも議論が重ねられ報告書等が発表されているが、取引所等の市場管理者が行うべきディスクロージャーについては、昨年5月、英国のウインザーにて、16カ国の証券監督当局が会合を開き、「ウインザー宣言」を発表した。そして、その推進のための作業はIOSCOで行われている。また、全米先物業協会(FIA)が国際的なタスク・フォースを設置し、昨年6月、60項目にわたる提言を発表した<sup>(1)</sup>。

一方、我が国でも証券取引審議会にデリバティブ特別部会を設置し議論を重ねており、この問題への取組みが本格化している。

これらはいずれもルールや慣行に国際的な整合性を持たせることの重要性を強調するとともに、クロスボーダー取引に対応した情報の共有の必要性に言及している。

そこで以下では市場管理者たる取引所が行うべきデリバティブに係る情報のディスクロージャーに限定して、どのような在り方が望ましいかを考えてみることにする。

なお、文中意見にわたる部分は著者個人の見解であることを断りおく。

#### 1 取引所を行うディスクロージャー

取引所が把握している情報は、大別すると市場情報と市場を管理するための情報(以下、管理情報と呼ぶ)に分けられる。さらに市場情報は、取引成立時後、瞬時に公表される情報(リアルタイム情報)とリアルタイム情

報ですでに開示されている情報について事後的に確定情報として提供される情報に分けられる。

ここでは、まず市場情報を中心に考えてみたいと思う。

#### (1) 市場情報のディスクロージャー

デリバティブに関連する情報のうち、取引所が開示するのは主として市場情報である。この種の情報は、ディスクロージャーの持つ役割からいって、可能な限り包み隠さず、積極的に公表することが基本となる。こうした考え方から、本所では、会員別の日々の取引高に加えて、週末現在の会員別の建玉残高等を公表している。ただ、デリバティブ取引では種々の高度な戦略が駆使されており、投資家は新しい戦略の研究開発に凌ぎを削っている。したがって、このような情報に関しては厳密な管理が必要であることは言うまでもなく、また公表に際しても、戦略が露呈されてしまうことがないよう慎重を期すべきであろう。

#### (2) 取引手法の相違によるディスクロージャーの違い

ディスクロージャされる情報の種類や質は、取引の方法によって、おのずと異なったものになると考えられる。我が国の取引所では、コンピュータによるシステム売買で取引を行っているが、海外では立会場のピットにおいて取引されているところもある。また値付けの方法をとっても個別競争売買もあればオープンアウトクライの方法による取引もある。

立会場取引では、市場参加者の取引の状況を直接観ることができ、また、市場の雰囲気などから数字では表しがたい情報を得ることもできる。しかし、こうした情報は正確性という観点からは画一性、平等性に乏しく、人それぞれ把握する情報が異なる。さらにこれらの情報は、情報伝達システムに乗らない限り、グローバルには伝達されないという問題もある。一方、システム売買では、市場参加者が直接得ることのできる市場情報の量では、決められたものに限られるため立会場取引に及ばず、また数値化できない情報は入手することができない。しかしシステム売買ではディスクロージャすべき情報を政策的にシステムに組み込むことによって、市場参加者は平等かつ正確にこれらの情報を入手することができる。また情報のリアルタイムのグローバルな伝達も容易である。このようにそれぞれの取引方法にはディスクロージャーの面で固有の特長がある。

このようなディスクロージャーの面での違いや特長は、それぞれの取引所の歴史や伝統に根差すものが多く、尊重されるべきものであろう。しかし、デリバティブ取引がグローバル化するなかで、各国で行われるディスクロージャーは全く同じである必要はないにしても、国際的に調和のとれたものであることが望ましい。その意味で取引制度の違いなど各国取引所の独自性を考慮し、それ

それぞれの取引所において最低限いかなる情報をディスクロージャーし、かつそれをいかにグローバルな形で伝達するかについての政策的協調を図るとともに、国際的に比較可能なディスクロージャーの様式の開発に向けて市場当局間で検討する必要があるのではないか。

### (3) デフォルト処理手続きの開示

市場情報に加えて、取引所は万一会員証券会社がデフォルトを起こした場合には、他の会員証券会社あるいは顧客にその影響が波及すること(いわゆるシステミック・リスク)を回避するために、速やかでしかも透明性の高い対応、具体的には自己の建玉処分の代行や顧客の建玉移管等についての手続きを迅速に行うことが重要となる。そこで取引所としては、デフォルト発生時に、不安を除去するために予め処理手続きを周知徹底するためのPR活動を行い、取引所の信頼性を確保するよう努めるべきである。具体的には、定款等の規則で定められた処理手続きをわかりやすく一覧できるようなパンフレット(冊子)を作成し配布すること等が考えられる。また、実際にデフォルトが発生した場合には、必要に応じて適切な開示をすることも重要であろう<sup>(2)</sup>。

## 2 国際的協調の必要性

### (1) 管理情報のディスクロージャー

次に、管理情報について考えてみる。

取引所が市場を管理するうえで必要とする情報には、市場情報の他に、市場参加者からの提出・申告によって得られる管理情報がある。

例えば各会員ごとの取引高や建玉残高の自己・委託の別などの情報は市場を適正に管理し、市場参加者の取引から発生するリスクを判断する、あるいはそのリスクに対応するためにも有用な情報である。この種の情報は、とりわけ昨年2月に発生したベアリングズ社の経営破綻を機に、その重要性に対する認識が高まった。

従来であれば、個々の会員証券会社の取引活動の監視に必要な情報は、当該会員証券会社が所属する取引所において把握していれば十分であった。しかし、金融・資本市場の国際化の進展に伴い、会員の活動が国境を越えてグローバルに行われるようになった。また例えば日経300や日経225先物が本所のほかSIMEXやCMEでも上場されているように、同一あるいは類似の商品が複数の取引所に上場され、取引されている状況においては、各取引所で行われた各会員の取引の内容のみでは、その会員のポジションをつかみきれず、会員の取引活動を十分に管理できなくなっている。ベアリング証券の経営破綻のケースにおいても、各取引所における建玉残高等の状況だけでは、同社の実状を把握できなかった。

### (2) 情報の共有の必要性

このように取引がボーダレス化・グローバル化する状況下では、こうした情報もグローバルな形で収集・集積されないと十分な効果は期待できず、有効な市場管理は行えない。そのためには、取引所間の国際的な情報共有システムを構築することが必要となる。

ベアリングズ事件での経験から考えて、取引所は日常的な会員の取引活動の監視に加えて、必要に応じて関係取引所間でタイムリーに情報交換が行えるような方策を講じるべきであろう。

### おわりに

以上、取引所が行うデリバティブ取引に係るディスクロージャーの在り方について見てきた。

昨年2月のベアリングズ事件をはじめとする複数の損失事故を契機に、一部にデリバティブ取引を直接規制すべきであるという意見もみられたが、デリバティブの有用性を鑑み、事故防止のための適切なリスク管理と共にディスクロージャーで対応していくべきだという考え方が国際的にも主流となっている。

このような流れの中、当問題については今後も各方面で活発な議論が行われるであろうが、基本的には各国の制度や伝統の違いに十分な配慮をしたうえで、市場の国際化の流れに沿って、いかに国際的に協調と調和を図っていくかという視点が極めて重要になると思われる。

そこで、ディスクロージャーの在り方としては、次のような方向で進めるのが望ましいと思われる。

- ①市場情報のディスクロージャーをさらに拡充すること。立会場取引では、立会場の中で多くの情報を入手できる長所がある。一方、システム売買では、情報を客観的に、誤解なくグローバルに伝達できる長所がある。市場情報の開示を行うに当たっては、この両者の長所を併せ持たせる方向で推進すべきであろう。
- ②市場管理に必要な情報の国際的な共有システムの実現を積極的に推進すること。取引のグローバル化に対応して、こうした情報もグローバルな形で集積される必要があるが、そのためには、取引所間の国際的な情報共有システムを構築していくことが必要であろう。

また、これらの実現のためには、一層の取引所間の協調と相互理解が不可欠であることは言うまでもない。

### 付記 各国の取引所等のディスクロージャーの現況

(アンケート調査より)

本所では昨年11月の国際セミナー<sup>(3)</sup>開催時に、海外の取引所が実施しているディスクロージャーと日本のそれとを比較し、情報の対象と質の拡充の可能性を検討する

とともに、情報の共有の充実に向けての一助とするためアンケート調査を実施したので紹介したいと思う。

#### (1) アンケート調査の質問事項

アンケート調査の質問事項は次のとおりである。

##### I 指数先物取引関連事項

- 1 最終清算指数の①公表の方法、②海外への提供の有無とその範囲。
- 2 取引対象指数の①構成銘柄入替えの方法と②その公表の方法。
- 3 取引高に関する情報の①提供の範囲と②その頻度と時期。
- 4 建玉に関する情報の①提供の範囲と②その頻度と時期。
- 5 権利行使に関する情報について、内容と提供の頻度、時期。
- 6 気配情報に関する情報について、公表の内容と範囲。
- 7 その他
  - ①指数構成銘柄が取引されている現物市場の情報で公表している情報があるか。
  - ②公表について現物市場との間で何らかの取り決めがあるか。
  - ③その他立会場で何らかの情報が掲示されるか。
  - ④掲示される場合、どのような情報が掲示されるか。

##### II PR関連の情報

- 1 破綻処理手続きの開示について  
内容、伝達方法と範囲やその頻度はどうか。
- 2 情報の共有について
  - ①他の取引所や機関との間で市場参加者の取引情報等の共有を行っているか。
  - ②行っている場合、どのような情報をどの取引所、機関と行っているか。

#### (2) 調査結果の概要

アンケート調査の結果を簡単にまとめたものが表 1 であるが、海外のディスクロージャーの状況と我が国(本所)のそれを比較できるよう併せて掲載した。

これによれば、各国のディスクロージャーの内容に目立った差異は無いが、我が国以外の取引所等では、取引所が直接情報を公表・伝達する方式ではなく、情報ベンダーを介しているところが多いように思う。

ただ、情報の共有の面では、海外の取引所等の方が先行していると言えそうで、本所の今後の検討課題であることが浮き彫りになった。

#### 【注】

(1) 市場仲介業者が行うディスクロージャーについては、BIS(国際決済銀行)のバーゼル銀行監督委員会あるいはIOSCO(証券監督者国際機構)がリスク評価やリスク管理とともに、そのディスクロージャーの在り方、具体的指針を詳細に提示している。またグループ・オブ・サーティ(G30)は市場仲介業者に加えてエンドユーザーのディスクロージャーについても言及している。これらを受けて我が国でも金融制度調査会やデリバティブ取引に係るディスクロージャーのあり方に関する研究会等から提言や報告書が発表され、具体化が進められている。特に金融機関(証券会社を含む)のトレーディング勘定についての時価法導入を盛り込んだ法案(「金融機関の経営の健全性確保のための関係法律の整備に関する法律案」)が国会に提出され、現在審議されている。

(2) この点に関しては、ベアリングズ事件を契機に一段と関心が高まり、IOSCOの専門委員会の報告書でも採り上げられた。その概要を紹介すると、市場のデフォルト処理手続の透明性は、①確実性及び予測可能性を市場参加者に提供する、②実際のデフォルトの場合の秩序立った対応を容易にする、及び③市場参加者に、十分な情報に基づいた、市場についての評価を行うことを可能とする、といった理由から重要であるとしている。

開示されるべき情報は、①措置がとられ得る状況、②誰が措置をとり得るのか、及び③とられ得る措置の範囲、を対象とすべきとしている。

そして、次のような項目について市場参加者が情報を入手可能であるようにすべきとして、それぞれについて具体的項目を列挙している。

- ①デフォルトの定義、認定手続き
- ②自己及び顧客の建玉、資金及び資産の取扱い—移管及び清算のそれぞれの場合の条件等
- ③デフォルト会員の他の会員への債務に対応する方法—証拠金、準備金等
- ④デフォルト会員の顧客への債務に対応する方法—分別管理や取引所等の保証がある場合等

さらに、市場当局は、実際にデフォルト処理手続きが実施された場合、その実施に支障が生じない範囲内で市場参加者に対して情報が効果的、効率的に伝達されるような方法を確立することを勧めている。その方法の例としては、新聞、立会場でのアナウンスメント、ファックス、電子メール及びスクリーン・ベースの取引用端末並びに市場参加者が情報を入手できる電話番号を通じた、市場のプロ及び投資家への特別のコミュニケーションを含み得る、としている。

(3) 本所は、昨年11月に日本証券業協会との共催により「デリバティブ(オン・エクイティ)国際セミナー」を開催した。同会議でもデリバティブに係るディスクロージャーの在り方を重要なテーマの一つとして取り上げられ、活発な意見が交わされた。

(R. M)

表1 先物・オプション取引所の回答一覧表(1)

項目	大証	シカゴ・マーカンタイル取引所(CME)	シンガポール国際金融取引所(SIMEX)	香港先物取引所(HKFE)	ロンドン国際金融先物・オプション取引所(LIFFE)	シカゴ・ボード・オプション取引所(CBOE)
I 指数先物・オプション取引関連情報 1. 最終清算指数	<ul style="list-style-type: none"> <li>日経225, 300共にSQを使用。</li> <li>計算： <ul style="list-style-type: none"> <li>300(日経)</li> <li>225(大証)</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>S&amp;P500, Midcap 400, 日経225, Russell 2000はSQを使用。</li> <li>計算： <ul style="list-style-type: none"> <li>S&amp;P500(S&amp;P社)</li> <li>Midcap 400(〃)</li> <li>225(大証)</li> <li>Russell 2000 (Frank Russell社)</li> </ul> </li> <li>MMIは取引最終日の終値を使用(AMEXがFAXで通知)。</li> <li>計算：MMI(AMEX)</li> <li>CMEは清算指数が通知された後, Ticker Systemで公表。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>日経225, 300共にSQを使用。</li> <li>計算： <ul style="list-style-type: none"> <li>300(日経)</li> <li>225(大証)</li> </ul> </li> <li>MSCI香港は取引最終日の終値を使用。</li> <li>計算：MSCI香港(MSCI)</li> <li>清算指数は清算部に掲示すると共に, SPAN risk systemで公表。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ハンセン指数は概算平均清算値(取引最終日の5分刻みの平均値)を使用。</li> <li>計算：HSIサービス社</li> <li>HKFEは清算指数を通知された後, 会員, ベンダーに電子システムで通知。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>FT-SE100, 250は共に取引最終日の10:00-10:30の平均値を使用。</li> <li>清算指数は会員, ベンダーに通知。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>S&amp;P100は取引最終日の終値を, S&amp;P500はSQを使用。</li> <li>計算：S&amp;P100, 500(S&amp;P社)</li> <li>清算指数はベンダーが公表(CBOEの公表なし)。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>公表の方法</li> </ul>	立会終了後会員にFAXで送付。	CMEは清算指数が通知された後, Ticker Systemで公表。	清算指数は清算部に掲示すると共に, SPAN risk systemで公表。	HKFEは清算指数を通知された後, 会員, ベンダーに電子システムで通知。	清算指数は会員, ベンダーに通知。	清算指数はベンダーが公表(CBOEの公表なし)。
<ul style="list-style-type: none"> <li>外国への情報提供</li> </ul>	CME, SIMEXに提供。	ベンダーから入手可能。	CMEに提供。	ベンダーから入手可能。	CME, CBOEに提供。	ベンダーから入手可能。
2. 取引対象指数の情報 <ul style="list-style-type: none"> <li>構成銘柄入替え</li> </ul>	日経が見直す。(10月初旬に入替え)	算出機関が見直す。	<ul style="list-style-type: none"> <li>日経225, 300は日経が年1回見直す。</li> <li>MSCI香港指数はMSCIが適宜見直す。</li> </ul>	HSIサービス社が定期的に見直す。	ロンドン証券取引所(LSE), フィナンシャル・タイムズ社, 市場参加者からなる特別委員会が決定。	算出機関が見直す。
<ul style="list-style-type: none"> <li>入替え公表の方法</li> </ul>	日経が発表し, 大証は会員に通知。	算出機関より入手可能。(CMEの公表なし)	SIMEXが算出機関より入手し, 会員に通知。	HKFEが算出機関より入手し, 会員に通知。	LSEが公表。(LIFFEの公表なし)	算出機関より入手。(CBOEの公表なし)
3. 取引高情報 <ul style="list-style-type: none"> <li>提供範囲</li> </ul>	会員及び報道機関に公表。	ベンダーを通じて報道機関が入手。	会員に公表。	会員及び報道機関に公表。	ベンダーに提供。	ベンダーに提供。

先物・オプション取引所の回答一覧表(2)

項目	大証	シカゴ・マーカンタイル取引所(CME)	シンガポール国際金融取引所(SIMEX)	香港先物取引所(HKFE)	ロンドン国際金融先物・オプション取引所(LIFFE)	シカゴ・ボード・オプション取引所(CBOE)
3. 取引高情報(続き) ・提供の頻度と時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>全体及び銘柄別の取引高及び取引金額(日別)</li> <li>会員上位20社の取引高(日別)</li> <li>投資主体別取引高及び取引金額(週別・月次)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>リアルタイムで概算を公表。</li> <li>全体及び個別銘柄について前日分を公表(日別)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>商品別取引高(日別)</li> <li>総取引高, 商品別1日平均取引高(月次)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>商品別総取引高(日別)</li> <li>累積取引高をリアルタイムでベンダーに公表。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>15分毎に公表。</li> <li>取引日の翌日に概算, 翌々日に実数を公表。(先物は限月別取引高, オプションは限月権利行使価格別)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>総取引高, 商品別取引高(日別)。</li> <li>清算会社は商品別の取引高, 取引口数, 清算取引高を公表(月次)。なお, 清算会社は取引主体を顧客, 証券会社, マーケット・メーカーに分類して公表。</li> </ul>
4. 建玉情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>会員及び報道機関に提供。</li> <li>銘柄別の建玉残高(日別)</li> <li>会員上位15社の建玉残高(日別)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>リアルタイムで概算を公表。</li> <li>全体及び個別銘柄について前日分を公表(日別)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>会員に公表。</li> <li>総建玉(日別)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>会員及び報道機関に公表。</li> <li>商品別総建玉(日別)</li> <li>清算会社が会員に商品別のネット建玉を通知(日別)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>会員, ベンダーに提供。</li> <li>取引日の翌々日に実数を公表。(先物は限月別, オプションは限月・権利行使価格)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>総建玉, 商品別建玉(日別)</li> </ul>
5. 権利行使価格	SQ算出日に全体及び銘柄別の数量を公表。	<ul style="list-style-type: none"> <li>銘柄別の権利行使数を公表(日別)。</li> <li>満期日に未行使のオプション数量を公表。</li> </ul>	一般には公表なし	公表なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>取引日の翌々日に限月・権利行使価格別に公表。</li> <li>会員に詳細な情報を提供。</li> </ul>	清算会社が総権利行使数を公表(CBOEの公表なし)。
6. 気配情報	最良の売呼値及び買呼値のみ伝達。	リアルタイムでベンダーにビッド, アスクを伝達。	ベンダーにビッド, アスクを伝達。	ベンダーにビッド, アスクを伝達。	リアルタイムでベンダーにビッド, アスクを伝達。	—
7. その他の情報 ・サーキット・ブレーカーに関する情報	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>全米の先物, オプション及び証券取引所並びにSEC, CFTC等の規制機関と直接電話回線による「先物, オプション及び株式に関する情報ネットワーク」(INFOE)に参加。</li> </ul>	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>HKFEは独自でサーキット・ブレーカー制度を導入しており, 香港証券取引所にはガイドラインの告知のみ。</li> </ul>	—	—

先物・オプション取引所の回答一覧表(3)

項目	大証	シカゴ・マーカンタイル取引所(CME)	シンガポール国際金融取引所(SIMEX)	香港先物取引所(HKFE)	ロンドン国際金融先物・オプション取引所(LIFFE)	シカゴ・ボード・オプション取引所(CBOE)
・サーキット・ブレーカーに関連する情報(続き)		・サーキット・ブレーカーについてNYSEとの間に積極的な協力関係があり、また、INFOEを通じて規制機関とも相互連絡を行う。				
・現物市場の情報	・現物指数は、リアルタイム(1分刻み)で立会場及び取引用端末に表示。また、日報等でも公表。	・現物市場情報については日報で公表(現物指数)。 ・立会場にベンダーの端末設置。	・現物指数はリアルタイム(1分刻み)で立会場に表示。 ・立会場にベンダーの端末設置。	・現物市場価格情報は立会場に表示。	・LSEの発表済情報を立会場に再表示。	・立会場にベンダーの端末設置。
II PR関連情報						
1. 破綻処理手続きの開示	1. 会員が決済不履行を起こした時、会員が取引所に預託している証拠金等を順次取り崩して充当。 2. 先物取引等違約損失補償金で補償。 ・この制度は取引所の規則で規定。	信用保証システムで対応。	・信用保証システムで対応(CMEと同制度)。 ・この制度は取引所の規則で規定。	1. 清算会員が決済不履行を起こした時、清算会社は当該会員が預託している証拠金等を順次取り崩して充当。 2. 補償準備金で補償 ・この制度は清算会社の規則で規定。	・LIFFE規程はロンドン清算会社(LCH)の決済不履行時の規程を補足。	1. 会員の決済不履行時に当該会員の建玉は担保により保証されるもの以外全て手仕舞われる。 2. 清算会社は証拠金、5億ドル超の補償資金を取り崩して充当。
2. 情報の共有について	なし	19の証券取引所、オプション及び先物取引所の清算機関で構築された統一清算グループ(UCG)に参加し、情報交換を行っている。	指数先物、オプション取引はなし。	・香港証券取引所との間に情報交換協定あり。 ・海外との連絡は証券先物委員会(SFC)を通じて行う。	他の取引所、規制当局が必要な情報については提供。	・CBOEは20か国と情報交換協定を締結。

## 清算会社回答一覧

項目	オプション清算会社(OCC)	ロンドン清算会社(LCH)
I 指数先物・オプション取引関連情報		
1. 最終清算指数	・OCC加盟取引所より入手。	・LIFFEより入手。
4. 建玉情報	・オプションの建玉情報はOPRA <sup>(1)</sup> が公表(日別)。 ・ベンダーはOPRAより入手。	・月末の銘柄別平均総建玉数(月次)。
5. 権利行使情報	・プット・コール別権利行使数等を公表(月次)	・銘柄別権利行使数(月次)
II PR関連情報		
1. 破綻処理手続きの開示	・決済不履行時の対応は規則で規定。	・決済不履行時の対応は規則で規定。
2. 情報の共有について	・OCCはIOMA <sup>(2)</sup> 、IOCA <sup>(3)</sup> に参加。 ・非常時にはIOCA間の連絡網を使用。	・取引リンクを行っている取引所とは清算協定を締結。 ・FIA, FOA(先物・オプション協会)と緊密に連絡。

(1) OPRA：オプション価格報告機関（オプション取引を行う全米の証券取引所が所有する機関）

(2) IOMA：国際オプション取引協会 (3) IOCA：国際オプション清算協会

## 現物取引所回答一覧

項目	東証	ニューヨーク証券取引所(NYSE)	ロンドン証券取引所(LSE)
I 裁定関連情報			
・裁定関連情報の公表	・裁定取引に係る現物株式売買(日別・週別) ・裁定取引に係る現物ポジション(日別・週別) ・売買高上位15会員の裁定取引の状況(日別・週別) ・プログラム売買に係る現物株式の売買(週別)	「プログラム・トレーディング・レポート」(週刊) ・NYSEの全取引高に占めるプログラム売買の1日平均取引高及びその比率(売り及び買い別) ・プログラム売買を執行した市場別比率 ・プログラム売買執行会員上位15社の比率(売り及び買い別)	なし
・派生商品市場との連絡	特になし	—	LIFFEと定期的に情報交換。 ・FT-SE100, 250派生商品の取引最終日以前の会員建玉の監視に関する情報等。
II サーキット・ブレイカー関連情報			
・サーキット・ブレイカー発動時の連絡	なし	・証券取引所, 先物・オプション取引所, 規制機関(SEC, CFTC)等を結ぶBICS*を通じて伝達。	なし

BICS：Broadcast Intermarket Communication System(市場間伝達システム), 通称“Hoot and Holler”(HNN)。